

第 5 7 8 回 兵庫県開発審査会 (条例事項審議) 議事結果

1 日 時 令和 8 年 7 月 16 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 15 分まで

2 場 所 県庁 1 号館 7 階会議室 (オンライン会議)

3 出席委員

会 長	曾 和 俊 文
委 員	山 口 靖
委 員	関 口 幸 明
委 員	澁 谷 啓
委 員	松 本 裕 一
特別委員	竹 田 直 樹
特別委員	和 田 真 理 子
特別委員	林 ま ゆ み
特別委員	八 木 景 子
特別委員	増 原 直 樹

4 議事結果

本審議

議 案	結 果
西脇市における特別指定区域の指定について	適 当

議 案	結 果
太子町における特別指定区域の指定について	適 当

第 5 7 8 回 兵庫県開発審査会 (法定事項審議) 議事結果

1 日 時 令和 8 年 7 月 16 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 15 分まで

2 場 所 県庁 1 号館 7 階会議室 (オンライン会議)

3 出席委員 会 長 曾 和 俊 文
委 員 山 口 靖
委 員 関 口 幸 明
委 員 澁 谷 啓
委 員 松 本 裕 一

4 議事結果

(1) 本審議

議 案	結 果
三田市における障害者福祉施設 (就労継続支援施設) への用途の変更の許可について	同 意

(2) 特例措置基準に関する報告 (1 件)

第 578 回兵庫県開発審査会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 16 日 (木)
午後 2 時から午後 3 時 15 分まで
- 2 場 所 兵庫県庁 1 号館 7 階会議室 (オンライン開催)
- 3 出席者 会 長 曾和 俊文
委 員 山口 靖
委 員 関口 幸明
委 員 澁谷 啓
委 員 松本 裕一
特別委員 竹田 直樹
特別委員 和田 真理子
特別委員 林 まゆみ
特別委員 八木 景子
特別委員 増原 直樹
- 4 審議案件 (議題)
〔条例事項審議〕
(1) 西脇市における特別指定区域の指定について
(2) 太子町における特別指定区域の指定について
〔法定事項審議〕 法第 34 条第 14 号、令第 36 条第 1 項第 3 号ホ
第 2503 号 三田市における障害者福祉施設 (就労継続支援施設)
への用途の変更の許可について
〔特例措置基準の報告〕
たつの市 特例措置基準14
- 5 審議概要 (議事要旨等)
別紙のとおり

条例事項審議：西脇市における特別指定区域の指定について

審 議 の 概 要

事務局から特別指定区域の指定申出の概要（区域、目的又は予定建築物等の用途に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

会 長 変更申出区域の利用について具体的な計画はあるのか。

事務局 建築面積 400 m²ほどの金属加工の工場を予定している。

会 長 （各委員に諮った上で）当審査会として適当と判断する。

【審議結果】

適 当

条例事項審議：太子町における特別指定区域の指定について

審 議 の 概 要

事務局から特別指定区域の指定申出の概要（区域、目的又は予定建築物等の用途に係る事項等）について説明した後、審議を行った。

委 員 この地区は市街化区域に近いが、どのような新規居住者を想定しているのか。

事務局 市街化区域に近く、スーパーや生活利便施設も充実しているため、幅広い層の方々に太子町へ興味を持っていただけると想定している。

委 員 地区の中央部を 4 m 以上の道路が東西に通っているが、一部道路が狭くなっている部分（町立石海小学校の北東）がある。この部分はなぜ重点整備道路に指定されていないのか。

事務局 この道路は全体で 4 m 近い幅員を確保しており、集落内での交通上の支障はない。空家特区の重点整備道路の考えを踏まえ、集落内の道路を主として重点整備道路に指定することとしている。

委 員	影響がないように、必要に応じて対策を検討してほしい。
委 員	集落内の道を重点整備するということは、住民の方は家を立ち退いて整備するという考えなのか。
事務局	道路中心から 2 m 部分のセットバックについて、地権者の方から測量分筆して町に寄付してもらい、後退用地を町が整備していく。立ち退きは想定していない。
会 長	(各委員に諮った上で) 当審査会として適当と判断する。
【審議結果】	
	適 当

法定事項審議：三田市における障害者福祉施設（就労継続支援施設）への用途の変更の許可について

審 議 の 概 要

事務局から計画の概要（周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適當と認められる事由等）について説明した後、審議を行った。

委 員 敷地拡大部分は、現地写真の駐車場となっている一角のことか。
申請地は武庫川に近く増水時に問題は生じないのか。

事務局 敷地拡大の部分についてはそのとおり。
増水時については、これまで災害の履歴はない。市指定の避難所が申請地より 3 km の位置にあるが、地域の一時避難所が 600m の位置にある。ただ、今回の計画は就労支援施設であり、通いで利用するため警報等が発令している際は利用しないこととしている。

会 長 申請者は、既存の老人福祉施設の経営者とは別の者か。
敷地を拡大する部分は、申請者が今回新しく所有するのか。

障害者就労支援施設の利用者はどのような障害の方を対象にしているのか。

施設管理者は施設に住むことは想定しているのか。

事務局

申請者は、既存の老人福祉施設の経営者とは別の者である。

敷地を拡大する部分は、もともと老人福祉施設の事業者が所有しており、現在は申請者が所有している。

利用者の障害の程度については、四肢の若干の障害と知的障害を想定している。

また、申請者が居住することは想定していない。

会 長

当審査会として同意することとする。

【審議結果】

同 意

特例措置基準の報告

事務局から説明を行い、了承を得た。